

福岡県公報

令和五年十二月二十二日
第四百五十八号
増刊
①

目次

告示(第八百四号)

○収納代理金融機関の指定の一部改正

(会計管理局会計課)……………一

告示

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和六年三月三十日から施行する。

令和五年十二月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

一の表収納代理金融機関名の欄中

「みずほ信託銀行

を削る。

あおぞら銀行」